

木造計画・設計基準（平成29年版）【概要】

■目的・概要

木造の官庁施設の設計の効率化に資するとともに必要な性能の確保を図ることを目的に、木造の官庁施設に求められる性能の水準並びに木造の官庁施設の計画及び設計に関する標準的な手法及びその他の技術的事項を定めたものです。

■主な内容

- ・ 建築計画に関する事項について
木造建築計画（構造上、合理的な階層・平面計画、防耐火、耐用性、音環境、振動、設備室）
- ・ 建築構造の設計に関する事項について
構造形式及び構造種別、材料、荷重及び外力、構造計算、軸組構法（壁構造系）、軸組構法（軸構造系）、枠組壁工法、木質プレハブ工法、丸太組構法、CLT パネル工法、基礎
- ・ 建築部位の設計に関する事項について
防耐火、内装不燃、耐久性、断熱性、音環境、振動、各建築部位の構法、仕上げ
- ・ 建築設備の設計に関する事項について
電力設備、空気調和設備

■主に使用する時期

- ・ 企画立案段階、設計段階、工事段階

■適用方法

<業務委託等を行う際の適用方法>

- ・ 企画立案に関する業務、設計業務、設計意図伝達業務、工事監理業務等の適用基準として、業務委託特記仕様書等に特記します。
- ・ 発注者が自ら企画立案を行う場合は、施設の性能設定に使用します。

<業務実施時の適用方法>

- ・ 本基準の技術的事項等に基づき、計画及び各部の設計を行います。
- ・ 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等や、工事監理において、本基準を確認します。

■適用に当たっての留意事項 [【発】発注者、【設】設計者、に対する事項]

- ・ この基準に定める事項以外については、「官庁施設の基本的性能基準」「建築設計基準」等（以下「他の適用すべき技術基準等」という。）を適用することとなっています。よって、契約図書としては、他の適用すべき技術基準等と併用する必要があります。【発】【設】
- ・ また、この基準と他の適用すべき技術基準等は、相互に補完するものとなっており、他の適用すべき技術基準等と相違がある場合は、この基準を優先します。【発】【設】
- ・ この基準を適用する際に必要となる具体的な事項が「木造計画・設計基準の資料」に示されていますので、併せて参考として下さい。【発】【設】